

中国商標登録出願の近況

岡山県上海事務所

■ 2019年上半期商標出願状況

商標局の発表によりますと、2019年上半期の商標出願件数は343.8万件であり、対前年同期比-4.1%となりました。主な外国からの出願はアメリカが26,421件、日本15,613件、イギリス12,152件、ドイツ10,776件、韓国9,079件、フランス7,073件となっており、それぞれ増加しています。また、登録件数は351.5万件となりました。

➤ 出願に対する却下割合

商標局は2019年4月1日から3ヶ月にわたり、非正常商標出願24,145件を却下しました。その量は同期審査件数の1.2%、同期却下件数の4.2%を占めたと報告しています。この内、悪質登録(悪意や先取り性質のものを含む)の性質の出願件数は8,656件と約36%、販売目的の先取り出願件数は15,489件と約64%を占めたと報告しています。なお、販売目的の先取り出願件数は、4月の10,270件から6月には1,063件と減少しています。

➤ 異議申立件数

異議申立件数は76,696件(前年同期比+49.5%、異議裁定件数は38,883件(同+21.4%)でした。異議成立率(部分成立含む)は44.8%と前年同期比で約6.7%増加しました。

再審請求は、198,219件を受理し、前年同期比+55.4%となりました。その内、却下再審請求は172,521件で当事者系の複雑な案件は2,598件受理しました。

➤ 審判請求

審判請求は158,548件を受理し、前年同期比+33.6%でした。3年連続不使用取消請求件数は47,626件(前年同期比+36%)で、査定件数は39,594件(前年同期比+34%)で、その内、取消登録商標は288,337件と71.6%を占めています。

(参考サイト:http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/201910/t20191021_307503.html) (中国語)

■ 商標法の改定

近年、中国の市場監督部門は商標登録システムの改革を積極的に推進しています。手順を最適化し、サイクルを短縮し、コストを削減することによって、公衆がより便利かつ高速な商標登録サービスを楽しむようになった一方で、ブランドのただ乗りを目的とした悪意的な商標

登録出願や、転売等を目的として大量の商標を買いだめするといった行為も目立つようになりました。

4月23日、全国人民代表大会の常任委員会は、商標法の改正を審議し、承認しました。今回の法改正では、問題指向の遵守、商標使用義務の強化、商標代理の規制、悪意的な商標登録出願の規制などに焦点を当てています。

上位法の施行を円滑に進めるため、市場監督総局と国家知的財産局は、関係省庁、業界団体、市場団体等から広範的に意見を聴取することを慣行し、「**中国商標登録出願の規範に関する若干規定**」を起草し、策定し、今年12月1日に施行されました。

「中国商標登録出願の規範に関する若干規定」は、以下の点が強調されています。

- 商標登録出願および商標代理事業は、誠実信用の原則に従わなければならない。
- 悪意的な商標登録出願を審査する際の考慮要因を検討する。
- 悪意的な商標登録出願をする行為および前記の違法代理行為を厳罰にする。
- 商標出願登録サービスを改善する。

中国政府は商標改革を積極的に推進していますが、既に商標登録を中国企業にされてしまっている場合は訴訟を起こしても敗訴する可能性が高いのが現状です。中国に自社商品の輸出を検討している企業は、販売の見通しが経ったらと言わず、進出と同時に商標申請の準備も行うことをお勧めいたします。

参照：

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 [日本語](出典:JETRO)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20191201.pdf

<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1143015.htm> [中国語](国家知識産権局)